

令和8年第7回玉名市農業委員会総会議事録

令和8年7月6日（月）午後2時 玉名市役所 4階 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	梅田 政次郎
5 番	坂本 正敏	7 番	東 英治	8 番	本田 多美子	9 番	上田 龍介
10 番	西依 雅孝	11 番	村上 孝	12 番	植田 勝登	13 番	高本 昌揮
14 番	宮永 義一	16 番	古田 知明	17 番	池田 秀昭	19 番	坂門 聡一

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

6 番 小山 包昭 15 番 上土井 幸治 18 番 後藤 雄一

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 2	岡田 正治	推 3	佐藤 浩光	推 4	竹下 祐一
推 5	小山 高廣	推 6	縄田 伊知郎	推 7	関 幸次郎	推 8	荒木 雄二
推 9	平野 雅久	推 10	徳山 幸博	推 11	柴尾 覚	推 12	森尾 由成
推 13	美崎 毅	推 14	島村 和久	推 15	大家 保	推 16	今上 隆
推 17	坂口 春義	推 18	中村 輝美	推 19	丸山 和則		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山 美和	次長	棚木 章文	係長	稲生 優一	主任	村上 寛子
主任	境 順一	主事	山口 遥大	会計年度任用職員	瀧石 修		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 32 号 農地法第3条の規定による許可申請について
第 33 号 農地法第4条の規定による許可申請について
第 34 号 農地法第5条の規定による許可申請について
第 35 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第 18 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第 19 号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（西山美和君） 皆さんこんにちは。定刻を過ぎましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち16名の御出席で、小山委員、上土井委員、後藤委員から欠席の届出があっております。

また、最適化推進委員は、総数19名のうち19名の御出席です。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和8年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（西山美和君） まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さんこんにちは。今日は総会ということで御出席をいただきましてありがとうございます。

梅雨なので雨が随分続いております。玉名はまだあんまりないですけど、よそでは災害もあっているようです。私もポンプ場の運転操作員をしていますので、この時期は本当に雨が降ると出動要請があると思いながら、このあいだも6月25日だったかな、7月2日に夜中の3時頃出ていきました。皆さんもそういう活動をされている方もいらっしゃると思いますけれども、昨日も線状降水帯予測が出たので、こらまた何かあるのかなと思いながら、昨日は何もなくてよかったなと思いました。玉名も去年は線状降水帯が、8月でしたかね、大きな災害がでたので、今後もまだ気をつけなければならないかなと思っています。明日からは天気が良さそうなので、週末には37℃かという予報も出ていますので、体調には気を付けて仕事を頑張っていたきたいと思います。

ちょっと話は変わります。何日か前の新聞に、基幹的農業者の数が100万人を下回ったという記事が出ていました。98万7,000人だったかな、になったと。10年間で60万人減ったそうです。というのが出ていまして、確か2年前、何かここで話したときに、その当時が120万人だったそうです。20年後には40万人になるだろうというような予想がされておりました。40万人になれば法人とか大型農家がそのころ出来て、大規模な経営体で農業の経営をやっていくだろうと思うんですけども、これだけ高齢化が進んで農家の数が減っていくと、日本の農業は大丈夫かなあと思いながら新聞を読んでいました。というのをちょっと御披露したいなと思います。そういうことでよろしくをお願いします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事に入らせていただきます。本日は、議第32号から35号までの48件の議案の審議、それから第18号から19号までの8件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号19番の坂門聡一委員と3番の村上孝夫委員にお願いいたします。

なお、委員各位、事務局におかれましては、個人情報等の発言には十分御注意を願います。また、発言の際は、委員番号、氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみでの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに議第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は12件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案1ページをお願いいたします。

議第32号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和8年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、岱明町と山田の申請人で、岱明町の畑499㎡外1筆、計626㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

2番、山田の申請人で、山田の田1,362㎡を代替地取得のため売買するものです。

3番、福岡県大牟田市と小浜の申請人で、小浜の畑104㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

4番、熊本市南区と滑石の申請人で、滑石の畑114㎡外1筆、計1,123㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

5番、天水町と青野の申請人で、天水町の田4,426㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、中坂門田の申請人で、北坂門田の田652㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

7番、宮原と中坂門田の申請人で、北坂門田の田512㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

8番、河崎と大倉の申請人で、向津留の畑515㎡を労力不足と経営拡張のため贈与するものです。

9番、岱明町の申請人で、岱明町の畑679㎡を経営縮小と相手方の要望のため売買するものです。

10番、岱明町と横島町の申請人で、岱明町の田892㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

11番、天水町の申請人で、天水町の畑2,063㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

12番、天水町と熊本市南区の申請人で、天水町の畑1,459㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

以上12件、合計14,413㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、6月30日、7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の1番から委員に説明をよろしくお願いいたします。連続して説明される場合は続けてよろしくお願いいたします。

それでは、1番と2番は同じ委員さんです。よろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

面積は626㎡です。譲渡人は相手方の要望、譲受人は隣接地取得のためです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は代替地取得のためです。面積は1,362㎡です。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番、4番ですかね、同じ委員さんです。よろしくお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。3番の案件について説明します。

104㎡の畑になりまして、こちらは譲渡人がこちらに住んでいらっしゃるもので、譲受人の方が畑としてキュウリなどを作るということで贈与になっております。

現地調査した結果、何ら問題ありません。

4番の案件について御説明します。

田の1,009㎡に関しては、もともと譲受人が耕作を長年続けられての贈与になります。畑の114㎡に関しましては、こちらにはもともと倉庫が建っておりまして、こちらは畑としては使うんですが、その倉庫に関してはこの所有権移転後に許可不要届を譲受人が提出するとのことで、現地調査した結果、何ら問題ありません。以上になります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をよろしくお願いします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。5番の案件について御説明いたします。

場所は天水部田見の飲食販売店から西に300mほど行ったところの田んぼになります。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、カボチャを栽培されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番、7番は同じ委員さんです。よろしくお願いします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。6番の案件について説明します。

申請地は、北坂門田の田652㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は専業農家で、大型農機具等を保有されております。

現地調査した結果、何ら問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく願いします。

続きまして、7番の案件について説明します。

申請地は、先ほどの農地の隣地田512㎡です。こちらも労力不足と相手方の要望です。

現地調査した結果、何ら問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。8番の件について説明いたします。

場所は大倉の食料品販売店から北に50mほど行ったところの畑になります。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、野菜を年間通して数種類作られるそうです。

現地調査した結果、何ら問題ないと判断いたします。以上、御審議よろしく願

いいいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推12番（森尾由成君） 9番の案件について説明します。推進委員12番、森尾です。

譲渡人は経営縮小、譲受人は相手方の要望ということで、この譲受人の方の畑の隣の畑を譲り受けるということです。譲受人も現在まだ農業をされていて、野菜、果樹等やっておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いいたします。

○推15番（大家 保君） 推進委員15番、大家です。10番の案件について説明します。

譲渡人は岱明町の方、譲受人は横島町の方で、岱明町の田892㎡を、労力不足と相手方の要望で売買するものです。この土地水はけが悪く、田としての利用が非常に困難なので、今後畑への形状変更を予定されており、野菜を作付けされるそうです。また、この土地の近くに譲受人の妹夫婦が住んでおられ、一緒に農作業をされるそうです。農機具は管理機などを所有されており、現地調査を行いましたは何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番をお願いいたします。

○推18番（中村輝美君） 18番推進委員の中村です。11番の案件について説明します。

申請地は、天水のホームセンターから植木に向かいまして、約1kmほど行った先の左に10m入った2,063㎡の畑です。申請地は両側がみかん畑で、施設園芸でバラを栽培しておられた畑です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、譲り受けた畑にはみかんを植えるそうです。譲受人はみかんを広く栽培されており、トラック、農機具も持っております。

現地調査した結果、特に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、12番をお願いいたします。

○19番（坂門聡一君） 農業委員19番、坂門です。12番の案件について御説明いたします。

12番の案件の譲渡人から譲受人への賃貸借の案件です。現地は玉名広域農道の

東側100mほどの場所にあります市役所の支所から広域農道に向かって上っていったところの次のブロックになるところです。現地は1,459㎡、1筆で河内晩柑という品種の畑です。譲受人に関しましては、新たに畑を広めたいということで、譲渡人、労力不足、譲受人、相手方の要望ということです。

現地調査しましたが、本人も農機具やほかの作業に関しましても何ら問題ないと判断いたしました。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請について、1番から12番まで委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 皆さんから御質問等がなければ採決に移らせていただきます。

議第32号農地法第3条の規定による許可申請12件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第32号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第33号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

なお、受付番号の1番については顛末書、2番については始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案4ページをお願いいたします。

議第33号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和8年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が伊倉北方の田、現況宅地560㎡で、転用目的は倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が天水町の畑、現況宅地108㎡で、転用目的は車庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計668㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案しております。

また、6月30日、7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。
よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。1番には顛末書がでていますので事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、1番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは1番をよろしくお願いいたします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。1番の案件について説明します。

申請地は、伊倉北方の県道熊本玉名線の総合印刷会社の西側100mの場所にある560㎡の土地です。申請人は譲渡人の配偶者で、譲渡人が亡くなられて、今回相続手続をすることになり、農地を宅地として利用していることが判明したため、顛末書のとおりです。譲渡人は大工さんで、本人が昭和56年頃倉庫215㎡を建築し利用されていまして。給排水計画ですが、今までどおり給水は玉名市上水道使用、排水は雨水自然浸透を西側へ、生活雑排水はありません。農業に対する被害防除について、工事は完了しており問題はありません。今までどおりです。耕作への影響はないと思われますが、万一付近の被害が発生した場合は、自己の責任において速やかに対処するということです。

以上のことから、何ら問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の2番には始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 2番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推18番（中村輝美君） 18番、推進委員の中村です。2番の案件について説明します。

申請地は、市役所の支所から約400m東の場所にあります。平成6年頃に申請者が住宅に隣接する場所に56㎡の車庫を新設、雨水は雨水桝を設置し、既存側溝へ放流、生活雑排水はなし、工事完了済みであり、造成に伴う土砂の流出、堆積、崩壊等の可能性はありません。隣接する農地は、石垣により申請地よりも高い場所にあり、日照、風通し、耕作等への影響はないものと思われます。

現地調査をした結果、特に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条の申請について委員の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第33号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第33号については、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第34号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は10件です。なお、受付番号1番、それから5番、10番については顛末書の添付があります。委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君） 議案5ページをお願いいたします。

議第34号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和8年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の田、現況宅地2.54㎡で、転用目的は生活排水管の設置です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が築地の畑466㎡外1筆、計549㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上ある道路の沿道で、おおむね500m以内に2つの公共施設が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の田1,297㎡外1筆、計2,516㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が寺田の畑644㎡外1筆、計937㎡で、転用目的は、重機の駐車場及び資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が下小田の田、現況宅地960㎡で、転用目的は工場用地拡張で

す。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであり、例外的に許可は可能となっております。

6番、申請物件が玉名の畑366㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑314㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

8番、申請物件が岱明町の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上ある道路の沿道で、おおむね500m以内に2つの公共施設が存在する区域にある農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑500㎡外1筆、計566㎡で、転用目的は個人住宅及び道路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が天水町の畑、現況宅地201㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上10件、合計6,881.54㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、6月30日、7月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。それでは、1番につきましては顛末書が出ていますので、事務局担当者が先に読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 1番の顛末書が読み上げられましたので、当委員の説明をよろしく申し上げます。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。申請地は、立願寺のコンビニエンスストアの西側500m付近です。申請人は、

平成15年の建築当時、農地法に基づく転用許可を受けないまま申請地の地下に排水管を埋設し、無断転用していた事実が判明しました。平成15年の建築当時、前面道路に下水管がなく、西側道路の下水管へ接続する最短ルートとして、前所有者の申請地の申請地の地下に排水管を埋設しました。当時地下のみの利用であり、農地法の転用許可は不要と誤認したためです。前所有者の逝去に伴う遺言により、本件土地を取得したことを機に、農地法に基づく転用許可の申請を行いますということでした。

現地調査をした結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番、3番は同じ委員さんです。よろしく願います。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は、築地のホームセンターのそばにあります。転用面積は549㎡です。木造平屋建てを建設します。給排水計画として、給水方法は上下水道を利用します。排水処理方法、雨水の処理は浸透枳を敷地内に設置し、道路側溝に流します。生活雑排水、汚水は公共下水道に流します。造成中に被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は、玉名バイパスの信号から100mぐらい行ったところにあります。転用面積は2,516㎡です。住宅用地9区画と道路を計画しています。排水計画は、雨水は自然浸透並び敷地内道路側溝で東側道路側へ排出します。生活雑排水、汚水は玉名市下水道へ排出します。造成中はL型擁壁を設置するなどして土砂の流出等、農地への被害が発生しないよう十分に注意するそうです。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明いたします。

申請地は寺田にあつて、玉名バイパスから約350m東の場所にあります。転用目的として、重機の駐車場・資材置場です。申請者は、申請地の近隣で土木工事等

を営む有限会社です。既存の駐車場等は手狭になっているため、本社に近い本申請地を重機の駐車場等として利用するため申請を行ったものです。全体事業面積2,088㎡、うち宅地1,151㎡、農地937㎡、農地の内訳として、重機置場725㎡、外構・資材203㎡です。排水計画は、雨水は自然浸透、生活雑排・汚水はなし、農業に対する被害防除措置として、造成中は特に被害、迷惑をおよぼすことはありませんが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するとのことでした。また、工事完了後も特に被害、迷惑をおよぼすことはありませんが、万が一発生した場合には責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、次の5番には顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 5番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 5番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いいたします。

それでは5番、お願いします。

○推7番（関 幸次郎君） 推進委員7番の関でございます。

今、説明がありました件につきまして、私なりに説明をさせていただきます。この件に関しましては、先ほどもありましたが、昭和50年にこの工場を前の会社が設立されたということでありますが、そのあと昭和55年に事業を拡大されたということで、そのときに工業用水の排水路施設関係、あるいは雨水の貯水槽関係を造られたということでございます。現在ではその工場の経営主が代わりまして、ここにあります鉄鋼・金属製造会社に経営が移っているというような状況です。

そういう形で、説明がありましたとおりに、前の地権者のお父さんが亡くなられていて、譲渡人は娘さんになります。ですので、それに関しましては、農地法の違法状態を是正するということでもあります。そのことを御了承の上、お願いしたいと思いますし、また御審議よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。6番の案件について説明します。

申請地は、玉名の自治公民館近くの住宅地にある農地336㎡の畑です。申請人は市内のアパートに居住していますが、このたび自己専用住宅を計画し、父母の住

む近くの申請地を選定しました。個人住宅127.11㎡、木造平屋建てを計画しているものです。排水計画、雨水は敷地浸透枡を設置、生活雑排水、汚水は公共下水道につなぐ。完成後、周辺農地への被害発生は予想されないが、万一被害が発生した場合には、申請人が責任をもって対応する。

現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推10番（徳山幸博君） 推進委員10番、徳山です。7番の案件について説明いたします。

申請人は現在荒尾市のアパートに居住しておりますが、前々より住宅用地を探していたところ、住宅地として義父所有の314㎡の土地が岱明町にあり、使用貸借によりこの土地を借りられることとなりました。将来的な子育て及び介護支援を考慮し、妻の実家近くに住宅を建設することといたしました。住宅は木造平屋建てで、建築面積34.15㎡、残りは駐車場とする予定です。給水は公共の上水道を使用、汚水は公共下水道に流す、雨水は自然浸透及び道路側溝に接続、被害防除計画として、必要最小限の造成とし、排水処理を行い、土地の流出等を防止します。

問題ないと思いますが、何か発生した場合は申請人が責任をもって対処いたします。6月30日現地調査を実施しました結果、何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番と9番は同じ委員さんです。続けてよろしく願います。

○13番（高本昌揮君） 農業委員13番、高本です。8番の案件について御説明します。

申請地は、目的は個人住宅です。申請人は岱明町にあって、公立中学校から南西に500m、地目は畑、申請面積は500㎡、木造平屋建て、建築面積が107.23㎡、申請人は現在、市内のアパートに居住しておりますが、自己専用住宅を妻の出身であり岱明町内に建築することとしました。周辺は住宅や介護施設が存在するなど住環境が優れており、この土地の所有者と合意が得られたため本申請地を選定いたしました。給水は上下水道等を利用、雨水、敷地内に浸透枡を設置し、側溝に流す。生活雑排水、汚水は公共下水道に流すそうです。被害防除計画で、住宅部分には30cm程度の切土が必要であり、そのあと20cmほどの山砂を入れて整地する予定です。完成後の被害防除として、万が一周辺農地に被害が生じた場合及び生じるおそれがある場合は、申請者が責任をもって対応されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、9番の案件について説明します。

申請地は、岱明町にあって、公立中学校から南西に約500mの場所にあります。地目は畑で、申請面積2筆で566㎡、木造平屋建て、建築面積が168.93㎡です。申請人は市内のアパートに居住しておりますが、町内に自己専用住宅を建設する計画を立てていましたが、申請地周辺は住宅や学校が良好な住環境であるとともに、また申請地は祖母の土地で、譲り受けることにも了承を得たためこの土地を選定されたそうです。工事計画、給水は上水道を利用、排水計画は雨水枡を設置し側溝に流す。汚水は、汚水、雑排水は公共下水道を利用とのことです。被害防除計画で、同地との境界にはブロックを設置して、土砂の流出、崩壊がないようにします。住宅部分には、20～30cmほどの山砂を入れる予定です。万一周辺農地に被害が生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって対処されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

次の10番には顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） — 10番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、10番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推19番（丸山和則君） 推進委員19番、丸山です。10番の案件について説明します。

申請地は、市役所の支所より約2.5km、国道501号線のそばで宅地に囲まれています。顛末書に説明のあったとおり、この案件はおやじさんの死後、現地の相続を行政書士に依頼してわかったことで、農地法の違法状態を是正するものであり、やむを得ないものと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請について委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。1番の案件について質問します。

これ生活排水管の設置は、転用申請が必要なわけで、これは農業用排水管の場合はどうようになりますかね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 事務局の瀧石です。お答えいたします。

基本的には農地の深さにもよるんですけれども、簡単に言いますと、農地として

利用できるかできないかで5条の許可を取るか取らないかにしています。地下深くの場合であれば権利が設定する必要もあれば、地域への設定という農地法3条の関係の書類になります。今回は地上浅いところでも農地として利用する状況ではないということで転用で処理しております。

○5番（坂本正敏君） わかりました。ちなみに、私、上水道を田んぼから50mぐらい引っ張ってあるんですよ。でもそこは、農地として利用できているからオッケーということですね。

○会計年度任用職員（瀧石 修君） 自己所有地であれば権利設定する必要はありませんので、標準的な農地として利用されれば問題はありません。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移らせていただきます。

議第34号農地法第5条の規定による許可申請10件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第34号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第35号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。申請件数は24件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君） 議案8ページをお願いいたします。

議第35号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和8年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから11ページの各筆明細のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が4件、6,171㎡、賃貸借権が18件、56,011.42㎡、使用貸借権が2件、2,467㎡、合計24件、64,649.42㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御質

問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第35号農用地利用集積等促進計画の意見決定24件について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしくをお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第35号につきましては、原案どおり決定いたしました。

—————○—————

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。

報告第18号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第19号許可書返納届についての8件を事務局より報告いたします。

○事務局長（西山美和君） 13ページをお願いいたします。

報告第18号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和8年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、13ページから14ページまでの7件、合計15,759㎡の解約通知を受理しております。

15ページをお願いいたします。

報告第19号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。令和8年7月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、合計2,793㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

—————○—————

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議と報告が終わりましたので、これをもって令和8年第7回総会を閉会させていただきます。

—————○—————

閉 会 午後2時56分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和8年7月6日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

坂門 聡一

農 業 委 員

村上 孝夫